江田島市立大柿中学校校 長 八川 慎一

## 出席停止について (お願い)

お子さまは、「学校において予防すべき感染症」( ) と診断されました。他の児童生徒に感染する恐れがあるため、医師の指示が出ている期間は出席停止となります。主治医から登校の許可が出るまで学校は休んでください。(その間は、欠席扱いとはなりません。) 許可が出ましたら、 次の治癒証明書に記入・捺印をしてもらい学校に提出してください。

	主な感染症	出席停止期間の基準			
第一種 (エボラ出血熱, 鳥インフルエンザ等)		治癒するまで			
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後 2日を経過するまで			
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な 抗菌性物質製剤が終了するまで			
	麻疹(はしか)	解熱した後、3日を経過するまで			
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺, 顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5日を経過し, かつ, 全身症状が良好になるま で			
	風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで			
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで			
	咽頭結膜炎	主要症状が消退した後、2日を経過するまで			
	結核	感染の恐れがないと認めるまで			
	髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがないと認めるまで			
第 三 種 (腸管出血性大腸菌感染症,流行性角結膜炎, 急性出血性結膜炎,その他の感染症等)		感染の恐れがないと認めるまで			

## 治癒証明書

大柿中学校長 様

八师十子仪区	140					
		(	)年(	)組 名詞	前 (	)
〇 病	名	(			)	
〇 期	間	( <u>F</u>	日 ~	月	日)	
上記の病気で加療していましたが, 感染の恐れもなく, 集団生活ができる状態に なりました。						
年	 月	日	医療機関組			

医師名 印